



# 動物レスキュー通信

2014年6月 第13号 (平成26年5月1日発行)

発行元  
一般財団法人 国連世界動物救済支援機構 詩月財団

詩月(しづく) : 詩月財団 理事長  
愛玩動物飼養管理士 一級  
お問い合わせ : sizuku.foundation@gmail.com

## 動物愛護法

### に付いて考える



#### 義務と努力義務

早いもので、この動物レスキュー通信を発行するようになって、1年が経過しました。今までに、たくさんの方々に読んで頂き、ありがたく思っております。今回は、動物の愛護及び管理に関する法律、俗にいう「動物愛護法」に関して考えてみようと思います。動物愛護法は1973年10月1日に制定されました。この動物愛護法が制定される以前にも1966年に「動物保護及び管理法」が作成されていたのですが、この法案は与野党間で意見の一致をみる事が出来ずに行き止まりました。その後、現在の動物愛護法が制定されるに至ったのですが、実はこの動物愛護法の制定にはイギリスからの圧力が大きかったと言えます。というのも、動物愛護法が制定される以前の1969年〜1970年にかけて、この頃の日本への犬の最大の輸出国であったイギリスの大家紙が「日本では犬が虐待されているので、日本には犬を輸出するな!」という大キャンペーンを行ったのです。その事がきっかけとなり、諸外国の動物愛護団体からも日本で動物保護法が制定されていない事に強い批判が寄せられたのです。そして1970年に「動物保護法案」が作成されたのですが不成立に終わり、その後、何度か修正が加えられ、法律制定に向けて最初に動き出した時から23年の歳月を経て、全会一致で動物愛護法が可決成立したのです。

この動物愛護法、目を通した事がある方はどれくらいいるのでしょうか? 恐らく驚くほど少ない数字だと思います。動物愛護法の第一条(目的)は①動物の虐待防止 ②動物の生理、生体、終生に付いて十分な知識と理解を持つて適正に飼養する事 ③動物を愛護する事によって命の尊さを得て、それが基盤となり、人間愛が育まれ、平和な社会を作り上げる ④動物によって人間の生命、身体及び財産に加えられる損害や危害を防ぐなどです。そして第二条(基本原則)にはこのように書かれています。「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」次に第三条(普及啓発)には、「国及び地方自治体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない」と書かれてあります。ここで気づきになった方もいらっしゃるかも知れませんが、第二条の基本原則

には「しなければならない」、第三条の普及啓発には「努めなければならない」となっていて、第二条は義務、第三条は努力義務だと言う事です。そう、私たちは動物の習性を理解し共生、そして適切に飼養する義務があるのです。義務なのでしたら学校で動物に関する教育をもつとする必要があると思うのですが、この教育活動を通じての啓発は努力義務なのです。なんだか矛盾しています。実際に私は学生時代、動物愛護法なんて聞いた事も見た事もありませんでした。最近では動物愛護法もテレビやニュースで取り上げられることが多くなり、目にする耳にする機会が増えましたが、以前はそんな事、気にとめるチャンスもありませんでした。成人の3人に1人は動物が嫌いだと言う日本、しかし国民の1/3が何らかの動物を飼養しています。こんな日本だからこそ、小さい頃から動物に関する教育や、動物との共生の重要性を学ばないといけないはずなんです。それを学んでこなかった親に育てられた子供たちに、「動物を愛する心や共生の大切さを分かってほしい」というのは酷な話です。動物愛護団体さんがボランティアで子供たちに向けて命の授業を開催していますが、そこには是非とも親子で参加して欲しいですね。そして今、詩月財団において水面下で進行させている映画「マスコミガスポンサー」側を意識して今まで踏み込めなかった内容も取り入れようと考えています。是非、たくさんの方に見て頂き、動物に関心を持って、ペット産業に関して考えるきっかけにしてもらえる事を願います。詩月財団では今後も様々な考えや情報を発信し、この世から犬猫の殺処分が無くなるよう努力してまいります。(詩月)